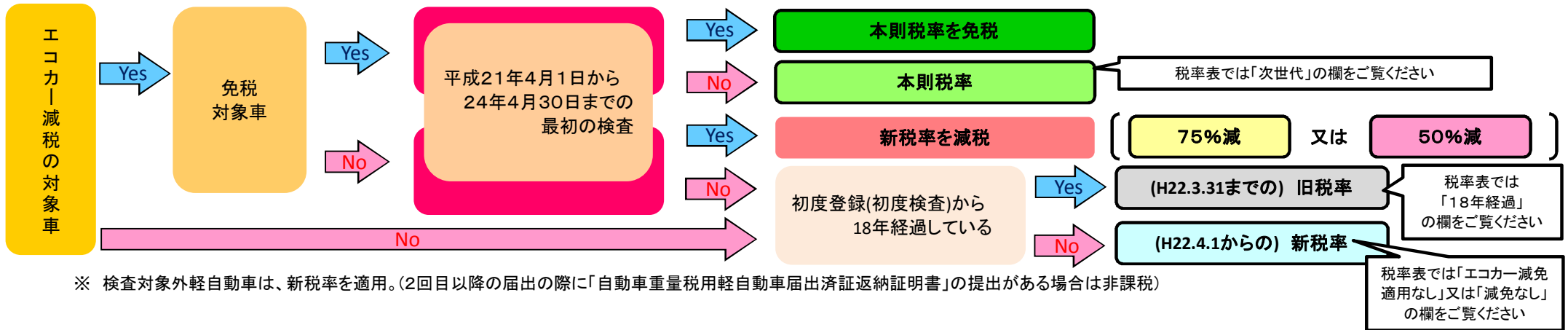


# 平成22年度税制改正(案)に伴う自動車重量税の変更について

現在、自動車重量税の税額を一部変更するための税制改正法案が国会で審議されています。

## H22税制改正案に伴う自動車重量税税率の基本的な考え方(フローチャート)

以下のフローによって、税率をご確認願います。



## エコカー減税について

「エコカー減税制度」(H21. 4. 1~24. 4. 30までの間における最初の検査時の特例)については、継続します。

また、エコカー減税制度の適用を受ける場合も、軽減の対象となる税率が引き下がることに伴い負担が減少します。

※エコカー減税制度及び減免の対象となる車両等につきましては、国土交通省HP([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html))をご覧ください。

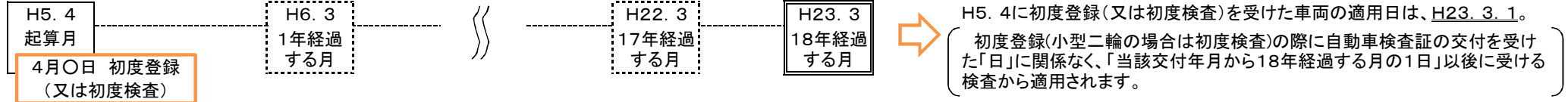
## 「初度登録(又は初度検査)から18年経過している」年数の考え方について

車両の種別により、18年経過の考え方が異なりますので、ご注意願います。

### ① 登録自動車及び小型二輪の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪の場合は初度検査年月)から17年11箇月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

※平成5年4月に初度登録(小型二輪の場合は初度検査)を受けた車両の場合の例



### ② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

# 当該事項は、政令で規定する予定です。内容については、現在検討中のため、今後変更される可能性があります。 #

原則として、初度検査年から18年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

※平成5年に初度検査を受けた車両の場合の例

